

網走市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、網走市が行う網走市認定地域クラブ活動の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 網走市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 網走市の中学生が在籍していること
- (2) 他自治体の認定地域クラブでないこと
- (3) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (4) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (5) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (6) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (7) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (8) 適切な運営体制が確保されていること
- (9) 学校等との連携が適切に行われていること

(認定申請)

第3条 認定地域クラブ活動の認定を受けようとするものは、認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)に市長が別に定める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(認定決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定するものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、網走市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第2号)により、認定地域クラブ活動の認定をしないこととしたときは認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 第5条の規定により認定地域クラブ活動の認定を受けたもの(以下「認定団体」という。)は、当該申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第6号)により、市長に申し出なければならない。

(認定取消し)

第10条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき
- (2) 第2条に規定する認定の要件を満たさなくなったと認められる場合で、指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- (3) 前条の規定により、認定団体から認定取消しの申出があったとき
- (4) その他認定団体が認定地域クラブ活動を行うことが不相当と認められるとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第7号）により、認定団体に通知するものとする。

(認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 市長は、認定団体に対し、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 市長は、認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブの運営等への支援
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の推進

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。